

相続登記の義務化 ご存知ですか

- ・ 相続放棄しても管理義務あるの？
- ・ 相続税申告や登記はどこまで自分でできる？
- ・ 土地・建物を放置したらどうなる？
- ・ 無効とならないための遺言書の正しい扱いは？
- ・ 揉めないための遺産分割とは？
- ・ 不動産・金融資産の名義変更方法は？



プロが教えてくれるから
あんしん！！

参加 方法

参加無料
電話等で事前にご連絡頂けるとより
スムーズに参加できます。
(ご予約なくても来場可能です。)



安芸高田市 暮らしの相談会

検索



甲田人権福祉センター

☎ 45-4922

FAX 45-4660

お太助フォン 45-4922

E-Mail ko-zinken@city.akitakata.jp

こんな **悩** みありませんか

家庭内暴力

相続・遺言

近隣トラブル

差別

パワハラ・セクハラ

いじめ

人権侵害



安芸高田市
甲田人権福祉センター

人って何かの悩みを持っている時
その悩みについて『相談に行く』ことが
『最大の悩み』になりませんか？

話してみようか・・・
やっぱり やめようか・・・

くらしの相談会では 悩みを解決するために
相談員があなたの気持ちに必ず寄り添います。

あなたの『話しに行こうか、行くまいか』
その『最大の悩み』を今、解決しましょう！



「話してよかった」っと
きっと思ってくれるはず



あなたの心 あかりを灯す 「お悩み解消団」です どんなことでも 話しに来てください

行政書士

(NPO法人相続・後見サポートセンター)

相続・遺言・後見人制度について専門の
国家資格者が対応します。法律や税制度、
登記に関する諸手続きに精通し、一連の
流れを、あなたにご説明いたします。

人権擁護委員

さまざまな人権問題について、あなたと一緒に
考え、寄り添います。
自分の悩みは人権侵害かも？と思ったり、人間
関係でお悩みの方は気軽に相談してください。

民生委員・児童委員

社会福祉増進と支援を行う立場で、あなたが
困っている問題に向き合い、必要な支援につ
なげていきます。子育ての不安や子供の福祉
にも精通しています。

行政相談委員

行政に関する苦情、行政の仕組みや手続きに
関する相談を伺います。国や県とも連携して、
あなたが抱えている問題解決の糸口を一緒に
考えていきます。

2025 年度相談日 年間日程表 (13:30～16:00)

吉田人権福祉センター (毎月第1木曜日)

4月3日	8月7日	12月4日
5月1日	9月4日	(2026年)
6月5日	10月2日	2月5日
7月3日	11月6日	3月5日

八千代人権福祉センター (偶数月第1月曜日)

4月7日	8月4日	12月1日
6月2日	10月6日	(2026年)
		2月2日

市役所 美土里支所 (奇数月第2金曜日)

5月9日	9月12日	(2026年)
7月11日	11月14日	1月9日
		3月13日

たかみや人権福祉センター (偶数月第3火曜日)

4月15日	8月19日	12月16日
6月17日	10月21日	(2026年)
		2月17日

甲田人権福祉センター (偶数月第2火曜日)

4月8日	8月12日	12月9日
6月10日	10月14日	(2026年)
		2月10日

市役所 向原支所 (奇数月第3水曜日)

5月21日	9月17日	(2026年)
7月16日	11月19日	1月21日
		3月18日